

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第17号》



韓国・中央選挙管理委員会

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

提供日時 2011. 5. 25.

在外選挙関連選挙運動

■ 選挙運動の定義(公職選挙法 § 58①)

‘選挙運動’とは当選したり当選させないための行為を言う(すなわち、特定候補者や政党を当選または落選させようとするすべての行為を指す)。

※ 選挙運動は選挙運動のできる人が候補者登録締め切り日の翌日から選挙日前日までに(これを“選挙運動期間”とする)限り可能。

【選挙運動関連の裁判および判例】

1. 選挙運動の意味

特定候補者の当選及びし得票や落選のために必要で有利なすべての行為として当選または落選を企てる目的意志が客観的に認められる能動的・計画的行為を言う。

(大法院1996.4.12.宣告96㉔135判決、2001.6.29.宣告2001㉔2268判決)

2. 選挙運動の判断基準

単純に将来の選挙運動のための内部的・手続き的な準備行為に該当する選挙運動の準備行為や通常的な政党活動と区別されるが、具体的にどのような行為が選挙運動に該当するのか可否を判断するという点においては単純にその行為の名目だけでなく、その行為のあり方、すなわちその行為が行われる時期・場所・方法などを総合的に観察してそれが特定候補者の当選または、落選を企てる目的意志を伴う行為なのか可否を判断しなければならない。

(大法院2005.10.4.2005㉔301判決、大法院2004.7.8.2003㉔305判決)

☞ 具体的にどのような行為が選挙運動なのか単純な意見の開陳かまたは意志表示なのかは形式的に決定されるのではなく、その行為の時期・場所・方法・対象などのあり方により総合的に実態を観察し、その行為が特定候補者の当選を得たり、得るようにしたり、得ないようにするための目的意識による行為なのか、または特定候補者の得票のために直接・間接的に必要・有利な行為に該当するのかという実質的判断によるほかはない。

(1963.8.26.中央選挙管理委員会委員長回答)

☐ 選挙運動で見ない行為(公職選挙法 § 58①端緒)

☞ 選挙に関する単純な意見陳述および意志表示

各種の集いで選挙に関する話が話題にあがった、その話題に割り込んで“人柄や経歴で見る時〇〇がなってほしい、××は落ちてほしい…”などの話は選挙の雰囲気盛り上がってくれば周囲でよく聞く話であり、このような話は特定の立候補予定者の当選や落選を目的に一連の計画下で行われない限り、有権者が選挙に関する関心の一部分を表現する行為として大部分選挙に関する単純な意見の陳述・意志の表示に該当

☞ 政党の候補者推薦に関する単純な支持・反対の意見開述および意志表示

政党の候補者推薦に関する単純な支持・反対の意見を記者会見を通じて外部に公表したり、自身のインターネット ホームページに掲示しておく行為

※ 政党の公薦に関する意見が掲載された印刷物・垂れ幕を配付または設置したり、一般の在外国民を対象に意思を表明する行為(集会・キャンペーン・署名運動など方法は不問)は法 § 90, § 93, § 218 の 14 または § 254 等に違反する。

☞ 通常の政党活動

- 所属党员だけを対象にする政党の内部活動
- 政治的主張と政策推進および国民の政治的意思形成のための政治活動、政党の党勢拡張のための正常な活動、政策の普及・宣伝のための活動

※ 政党活動を口実にして非党员の在外国民に特定の選挙で政党に対する支持・反対を訴えたり、所属立候補予定者を宣伝する行為は通常の政党活動の範囲を超えた選挙運動になる。

🌐 在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい!